

スマート農業普及拡大実証事業参加希望者 募集要項

袋井市農政課

1 募集内容

スマート農業普及拡大実証事業における各センサーを設置して、その効果を検証するモニターを募集します。

- (1) 様 式 別紙「スマート農業普及拡大実証事業参加申込書」のとおり
- (2) 提 出 先 参加を希望される方は、参加申込書をメール、FAX、郵送または持参により提出してください。
提出先は『6 問い合わせ先』となります。
- (3) 〆 切 令和5年10月20日（金）
- (4) 結果通知 令和5年10月31日（火）までに、募集の結果をお知らせします。
※ 対象者の選定にあたり、ヒアリングを行う場合があります。

2 貸出センサー機器

貸出可能なセンサー機器は、別紙「センサーラインナップ」のとおり。

測定項目：気温、地温、水温、湿度、CO2、EC、日射強度、土壌水分量

※機器によって測定できる項目は異なります。

3 募集要件

- (1) 対象者は、袋井市（広域認定含む）の認定農業者（個人、法人いずれも可）、または認定新規就農者となります。
- (2) センサー機器を設置する農地は、市内の農用地区域内農地（青地）が対象となります。
- (3) 実証事業の対象作物は、施設園芸及び露地作物となります。
- (4) センサー機器については、適切な維持管理を行ってください。
- (5) センサー機器の維持管理やモニターとしての報告事項等を定めた、「管理協定書（仮称）」の締結が必要となります。
- (6) 実証事業に参加した場合には、本事業の委託業者や市とのヒアリングを行いますので、協力をお願いします。

4 留意事項

- (1) センサー機器は、市の財産（市所有）となりますが、機器の維持管理は、農業者でお願いします。
- (2) 応募者多数の場合には、希望に沿えない可能性があります。

5 実証事業期間

- (1) 委託業者を通じての実証事業は、令和5年度までとなりますが、令和6年度以降も実証事業を継続します。
- (2) 令和6年度以降の実証事業の継続については、令和5年度末に意向を確認します。

【裏面へ続く】

6 問い合わせ先

(1) 袋井市 農政課 農業振興係 松家・鈴木

連絡先 0538-44-3133

(2) 袋井市 農政課 農地整備係 足立

連絡先 0538-44-3217

※ (1)、(2)とも共通

郵 送 〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

F A X 0538-44-3153

メー ル nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp